

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、鎌倉市社会福祉協議会が開設する地域包括支援センター 鎌倉市社会福祉協議会(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの職員(以下、「職員」という。)が要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して事業を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、利用者の選択に基づき設定された目標を達成するため、事業者等からのサービスを総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うものとし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等(以下、「事業者等」という。)との連携に努めるものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 地域包括支援センター 鎌倉市社会福祉協議会

(2) 所在地 鎌倉市御成町20番21号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに管理者1名を置き、次の資格を有する職員を常勤で1名以上配置するものとする。

(1) 主任ケアマネジャー

(2) 社会福祉士

(3) 保健師又は職務経験のある看護師

2 前項に定める職員のほか、センターの機能強化及び他の地域包括支援センターとの連携を図るため、地域連携担当者1名を置くものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の提供方法、内容等)

第6条 センターは、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する事業者等を示した介護予防サービス計画(以下、「計画」という。)を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜を

提供するものとする。

2 センターは、サービスを提供する職員を選任することとし、これを変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うものとする。

3 職員は、計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 利用者の総合的な課題の把握

利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接を行い、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握するとともに利用者及び利用者の家族の意欲及び意向を踏まえ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう総合的に課題の把握に努めること。

(2) サービスの選択

地域における事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報の提供については、特定の事業者等のみを有利に扱うことなく適正に提供し、利用者サービスを選択を求めると。

(3) 計画の作成

利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその事業者等を記載した計画の原案を作成すること。

(4) 利用者への説明・同意

前項に掲げる原案に位置づけた事業者等について、保険給付の対象の有無を区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について利用者又は利用者の家族に対し説明を行い、文書による同意を受けること。

(5) 医療サービスの利用

利用者が、医療サービスの利用を希望している場合は、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従うこと。

(6) その他

利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重すること。

4 職員は、次の各号に掲げる場合は、原則として、サービス担当者会議の開催により、計画の内容等について、事業者等から、専門的な意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、事業者等に対する照会等により意見を求めるものとする。

(1) 計画を新規に作成する場合

(2) 利用者が要支援更新認定を受けた場合

(3) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(4) 計画の変更の必要性が認められる又はその要請を受けた場合

5 前項に掲げるサービス担当者会議は、利用者の自宅で開催することとする。ただし、利用者の自宅で開催が困難な場合は、鎌倉市と協議を行うものとする。

6 職員は、計画作成後においても、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情を常に把握するように努めるものとする。

7 職員は、計画に基づき、事業者等に作成すべき個別サービス計画の作成及び提出を求めるとともに、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回聴取するものとする。

- 8 職員は、計画の作成後、その計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 9 職員は、利用者が計画の変更を希望する場合は、再評価を行い、計画の変更、要支援認定区分の変更申請、事業者等に連絡するなど必要な援助を行うものとする。
- 10 職員は、第7項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、利用者及び利用者の家族、事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - (1) モニタリングは、サービスの提供を開始する月、サービスの評価期間が終了する月並びに提供月の翌月から起算して3月に1回実施することとし、利用者の状況に著しい変化があったときは、その都度実施するものとする。
 - (2) 利用者の居宅を訪問しない月においては、その他の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施するものとする。
 - (3) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録するものとする。
- 11 センターは、モニタリングの結果及び第7項に規定する事業者等からのサービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告に基づき、給付管理業務を行うものとする。
- 12 職員は、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入所又は入院を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設等への入所又は入院に必要な支援の提供に努めるものとする。
- 13 職員は、利用者が要介護認定を受けた場合には、利用者及び利用者の家族に対し必要な情報を提供するものとする。
- 14 センターは、利用者が自立（非該当）と判定された場合においても、地域支援事業の介護予防事業の情報を提供するなど、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

（利用料その他の費用の額）

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はないものとする。

2 利用者の希望に応じて計画の実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する費用の実費を徴収するものとする。

3 前項の費用の支払を受けるにあたっては、あらかじめ、利用者又は利用者の家族に対してその額等に関する説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、鎌倉市鎌倉地域（十二所、浄明寺、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ガ谷、小町、御成町）とする。

（虐待防止のための措置）

第9条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。

(2) センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) センターは、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施又は参加させること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の原則禁止)

第10条 センターは、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 センターは、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載するものとする。

(職場におけるハラスメント)

第11条 センターは、職場内におけるハラスメント対策を推進する。なお、利用者等が職員に暴言・暴力・迷惑行為等をおこなった場合には、サービスの中止や契約解除等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 センターは、感染症や非常災害の発生時においてサービス提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。

(2) 業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(3) 感染症の予防・まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに指針を整備し、職員への研修及び訓練を定期的を実施すること。

(事故発生時の対応)

第13条 職員は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに管理者に報告し、鎌倉市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第14条 センターは、職員が提供したサービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情について、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(その他運営に関する事項)

第15条 センターは、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備するものとする。

2 前項に掲げる研修の実施に当たっては、鎌倉市及び他の地域包括支援センターとの連携を図ることとする。

3 職員は、業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を漏らしてはならず、退職後も同様とする。

4 センターは、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

5 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、鎌倉市及びセンターの管理責任者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、会長が別に定める日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年5月17日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。